

幼保連携型認定こども園あいのそのこども園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人奈良愛の園福祉会
所 在 地	奈良市法蓮町986-73
電 話 番 号	0742-26-4302
代表者氏名	理事長 辰巳 裕

2 利用施設

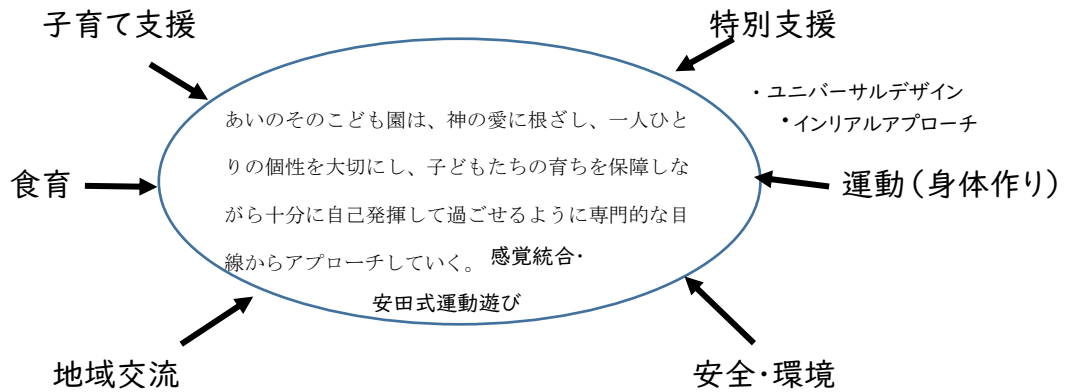
施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	あいのそのこども園
施 設 の 所 在 地	奈良市法蓮町986-73
連 絡 先	電話番号 0742-26-4302 FAX 0742-23-9797
管 理 者	園長 大久保めぐみ
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 12人 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 <2号認定子ども> 39人 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 <3号認定子ども> 29人 満3歳未満で保育を必要とする児童
開 設 年 月 日	2018年 4月 1日
事 業 所 番 号	2920151000616

3 施設の目的・運営方針

当園は、聖書の教えに基づき、乳幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

(3)



(4) 【地域・子育て支援oasis】

「地域・子育て支援 oasis」は、地域・子育て支援としてさまざまな人たちの憩いの場「oasis」を作ることを目指しています。

在園児の保護者が集うおしゃべりや学びの場、未就園児親子の集う遊びと相談の場、卒園児の親子の集いの場、保育者の研究・学びの場、さらには地域の親子が集う遊びと相談の場となることを目的とします。

詳細は「入園のしおり」をご参照ください。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	688.76㎡
	園庭	312.90㎡
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	874.98㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ちゅうりっぷ組(0歳児クラス)
ほふく室	1室	のばら組(1歳児クラス)
保育室	4室	すみれ組(満2歳児クラス), もも組(満3歳児クラス), きく組(満4歳児クラス), ゆり組(満5歳児クラス) 各1室
遊戯室(ホール)	1室	

調理室	1室	
会議室	1室	
事務室	1室	

5 職員の配置状況

職種	員数	備考
園長	1	職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令などを遵守させるため必要な指揮命令を行うと共に、子どもを全体的に把握し、園務を司る。
副園長	1以上	園長の業務を補佐し、園務を整理し、必要に応じ子どもの教育及び保育を司る。 また、園長に事故がある時はその職務を代理し、園長が欠けた時はその職務を行う。副園長が2人以上ある時は、あらかじめ園長が定めた順序でその職務を代理し、又は行う。
主幹保育教諭	2	園長を補佐し、保育教諭間の業務調整、保育・教育向上のための技術指導、指導計画等の作成指導などを行い、保育内容について保育教諭を統括する。
保育教諭	十数人	園長の命を受け、保育・教育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。(入所児童に応じて人数は変動するものとする。)
看護師	1以上	園長の命を受け、子どもの健康管理と衛生管理を行う。医療的ケア児在園時は医療的ケア児のケアも行う。
栄養士	1	給食に関する栄養給与、献立計画を立案作成し、食品衛生の指導を行うなど、給食業務を統括する。
調理員	2	栄養士の作成した献立に基づき、給食業務に従事する。
事務員	1以上	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理を行う。

※ 当園では、「奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する基準を定める条例（令和4年奈良市条例第6号）」に定める基準に基づき、幼児教育・保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

6 幼児教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日（※注1）、日曜日、祝祭日、長期休業（注2）

2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

（※注1）土曜日は休園とします。ただし、やむを得ない理由により必要な場合は、7時30分～14時30分の範囲内で預り保育を利用することができますので、ご相談ください。

（※注2）夏期休業：8月7日から8月25日までの日

冬期休業：12月24日から1月7日までの日

春期休業：当園卒園式翌日から次年度入園式前日までの日

上記休業中でも、保育が必要な場合は預かり保育を利用することもできますのでご相談ください。

● あいのそのこども園の休み

あいそのこども園は原則として、2号3号認定の場合、上記以外一斉休園することはありません。各家庭の休みの計画や、保護者の定休日、週休2日制に伴う土曜休日、年末年始休み、盆休みなどが「それぞれの子どもたちの休日」です。

1. 乳幼児期は、子どもの生活時間を優先した大人の時間を作りましょう。

0歳から6歳までは特に、親と過ごす時間をたくさん用意してあげることが大切です。

2. 親が休める日・時間は子どもと一緒に過ごしましょう。

3. 週末休暇のある方は、子どもたちとゆっくり過ごす時間にしましょう。

※ご家庭で愛され、親との愛着関係が豊かであればあるほど、子どもの情緒は安定し、集団生活の場面で友だちとの関わり方もスムーズになり、個性に応じた子どもらしい発達を遂げることができます。

7 幼児教育・保育の提供時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 （概ね5時間程度）	8時30分～13時30分 （※注1・注4）
2号認定子ども	保育標準時間 （最大11時間）	7時30分～18時30分 （※注2・注4）
3号認定子ども	保育短時間 （最大8時間）	8時30分～16時30分 （※注3・注4）

（※注1）13時30分を超えて保育を必要とされる場合は、預かり保育を利用することもできますのでご相談ください。（別途利用者負担金が必要となります）。

また、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきますようお願いいたします。

（※注2）7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定させていただきます）。

最終当園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきますようお願いします。

(※注3) 8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

また、最終当園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきますようお願いします。

(※注4) 土曜日保育は7時30分～14時30分までの保育時間です。就労その他の理由で、家庭での保育が困難な場合は、別紙申請書にて事前にお申し出ください。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

(2) 教育・保育の内容

子どもたちが、心身共に健やかで、豊かな育ちができるように、安定した園生活を保障し、基本的な生活習慣の体得、また、遊びを通して「感じる力」「気づく力」「考える力」「試す力」「工夫する力」「表現する力」をつけていく。

また、「愛されている」ということを感じ、褒められ、認められる経験を重ねることで子どもたちが自己肯定感を育み、生命を大切に、「共に生きる」喜びを分かち合えるようにする。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

除去食については、医師の診断書に基づいて、可能な限り対応させていただきます。

※除去食解除の際は、けんこうノートに保護者が一筆記入し、担任又は栄養士まで必ずお知らせください。

※体調が悪いお子さまへの代替えメニューはございません。

9 利用者負担金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。お支払い方法については別途お知らせいたします。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表(P9)に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) 利用者負担額の入金が3ヶ月分未納となったとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科・小児科

医療機関の名称	芳川医院
医院長名	芳川 伸治
所在地	京都府相楽郡精華町桜ヶ丘 3-24-7
電話番号	0774-71-0014

(2) 歯科

医療機関の名称	いりべ歯科医院
医院長名	入部 英則
所在地	奈良市北市町 36-7
電話番号	0742-27-6480

(3) 眼科

医療機関の名称	加藤眼科
医院長名	加藤 佳子
所在地	奈良市法蓮町 973-3
電話番号	0742-22-5251

(4) 耳鼻科

医療機関の名称	玉木耳鼻咽喉科
医院長名	玉木 克彦
所在地	奈良市椿井町 43
電話番号	0742-24-6587

(5) 学校薬剤師

医療機関の名称	芳川医院
薬剤師名	芳川伸治
所在地	京都府相楽郡精華町桜ヶ丘 3-24-7
電話番号	0774-71-0014

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・苦情解決責任者 理事長:辰巳裕 ・窓口担当者 園長:大久保めぐみ 副園長:児玉純子 ・ご利用時間 9:00～ 18:30 電話番号 0742-26-4302 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	小西 雅之	電話番号 090-3966-1267 奈良市社会福祉協議会 生活支援課 相談員
第三者委員	石森 弥生	電話番号 06-6691-0383 (あびこひかりこども園) 当法人監事
奈良県運営適正化委員会	0744-29-1212	

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知機 ・非常警報装置

	・防災備蓄 ・警備会社(セコム)との連携 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
防犯設備	・監視カメラ ・電気錠 ・防犯センサー
避難・消火訓練	避難訓練は毎月1回、消火訓練は、年2回実施します。
避難場所	1. 当園駐車場 2. 奈良市立佐保小学校
園児の引き渡し	当園、または上記避難場所で職員が「園児引き渡しカード」の情報に基づいて引き渡しをいたします。

15 保険について

当園では、下記の保険に加入しています。

① 独立行政法人日本スポーツ振興センター

保険の種類: 災害共済給付

保 険 金 額: 死亡見舞金: 2,800 万円 (通園中の災害: 1,400 万円)

障害見舞金: 3,770 万円~82 万円 (通園中: 1,885 万円~41 万円)

負傷・疾病: 医療費・医療保険並の療養に要する費用の 4/10

② 全国私立保育園連盟「ほいくのほけん」

保険の種類: 賠償責任保険・傷害保険

保険の内容: 施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・0-157 等特定感染症+地震等天災
危険補償

保 険 金 額: 賠償責任: 最高 10 億円 障害補償: 死亡時 230 万円 など

16 個人情報取り扱いについて

皆さまからお預かりした個人情報は、個人情報に関する基本規則に基づき、適正に使用、保有いたします。

また、保護者の方におかれましても、他のお子様が写っている写真を無断で掲載、発信、拡散されませんようお願いいたします。

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
政治活動・営利活動	当園の敷地内ではご遠慮ください。

18 その他

当園利用に当たっての詳細は、別途「入園のしおり」をご覧ください。

別表

1 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金(上乗せ徴収分,実費分)

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
1号認定子どもに係る給食費	1号認定児 主食費及び副食費	6,500円/月 長期休業中:1食 325円 おやつ 50円/日
2号認定子どもに係る給食費	2号認定児 主食・副食・おやつ代	7,500円/月
教育充実費 (上乗せ徴収)	カプラワークショップ 遠足バス代 運動指導 運動用具の充実 自然科学・絵画制作・絵本等教材の充実 他	3,4,5歳児 500円/月
月間絵本代	年齢発達に応じた月間絵本(任意)	350円~400円程度/月
各種用品代	体操服 カラー帽子 けんこうノート 名札 氏名印 お帳面 お道具箱 はさみ のり クレパス コップ 通園カバン 連絡ノート(0,1歳児)など	実費 値段は変動しますので入園時に別紙にてお知らせします

2 支払い方法

- ・支払い方法 ゆうちょ銀行口座振替
- ・引き落とし日 毎月27日(土日祝日の場合は、翌営業日)
- 各世帯の口座振替の通帳記帳にて、領収書の交付とします。領収書が必要なご家庭につきましては園までお申し出ください。
- 上記に掲げる保育料等の支払いについて、3ヶ月分の滞納があった場合には、本園の判断により原則として退園とさせていただきます。

3 該当者(利用者)のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

- ① 保育短時間認定に係る時間外保育料
 - 7時30分から 8時30分まで 1時間 100円
 - 16時30分から18時30分まで 1時間 100円
- ② 1号認定子どもに係る預かり保育料
 - 7時30分から 8時30分まで 1時間 100円
 - 13時30分から18時30分まで 1時間 100円
 - 長期休業中の預り保育料 1時間 100円
- ③ 標準時間超過に係る超過料金
 - 1回 200円

個人情報使用同意書

貴園への入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- 他の保育園（所）等へ転園する場合その他きょうだいがある施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

あいのそのこども園 園長 大久保めぐみ 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

利用契約書

社会福祉法人奈良愛の園福祉会 幼保連携型認定こども園 あいのそのこども園（以下「甲」という）と支給認定子ども及びその支給認定保護者（以下「乙」という）は、乙が甲を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

1 甲は、乙に対して発行されている子ども・子育て支援新制度に基づく支給認定証の内容を確認した上で、教育・保育を乙に提供することとする。

2 乙は、甲が説明した、園の重要事項説明書の内容について同意し、これらに定められた乙の義務（園の使用者負担の支払いを含む）を履行することとする。

3 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

4 甲は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について乙に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が自署又は記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

（甲）

法人名 社会福祉法人奈良愛の園福祉会 法人代表者名 理事長 辰巳裕

法人所在地 奈良市法蓮町986-73

(園名) あいのそのこども園 (園長名) 大久保めぐみ

(園の所在地) 奈良市法蓮町986-73

（乙）

支給認定子ども氏名 _____

支給認定保護者氏名 _____

(自署又は記名押印)

住所 _____